



防犯速報



送金方法に「レターパック」を指定した 架空請求詐欺発生！

～ レターパックで現金を送って！」は詐欺です ～

11月下旬、安曇野警察署管内に居住するAさんの携帯電話に「登録サイトの料金が未納になっている。」とのメールが届きました。

指定された連絡先に電話したところ、「このままだと家や土地等を差し押さえることになるのでレターパックで裁判費用等を郵送して欲しい。」と請求がありました。



Aさんはその日のうちに、現金69万円余を指定された宛先へ郵送しましたが、さらに別サイトから請求があったため不審に思い、警察に相談して被害が発覚しました。

- ☆ 「レターパック」では現金を送ることができません。「レターパック」や小包での送金、個人名義口座への振込入金を求める業者は、正規な業者ではありません。
- ☆ 「レターパック」で現金を送付するよう求められた場合は、安曇野警察署生活安全課 (Tel 72-0110) にご相談下さい。
- ☆ 身に覚えのない請求は無視しましょう。絶対に連絡してはいけません。個人情報を聞き出され、次の犯行に使用されるおそれもあります。



振り込め詐欺に関するご相談は

安曇野警察署 0263-72-0110

振り込め詐欺撲滅ホットライン 026-235-2530